



政府統計

報道関係者 各位

平成 24 年 7 月 25 日

【照会先】

雇用均等・児童家庭局 雇用均等政策課
課長 吉本 明子
課長補佐 宮口 真二
(代表電話) 03(5253)1111(内線 7837)
(直通電話) 03(3595)3271

「平成 23 年度雇用均等基本調査」の結果公表（確報）

～ポジティブ・アクションに取り組む企業の割合は過去最高の 31.7%～

厚生労働省では、このほど、「平成 23 年度雇用均等基本調査」の結果を取りまとめましたので、公表します。これは、一部の項目のみを集計した速報版（4 月 26 日公表）に、全ての項目を加えて確定版としたものです。このため、結果のポイントのうちの企業調査「ポジティブ・アクションの進捗状況」と事業所調査「育児休業取得者割合」については再掲となります。

「雇用均等基本調査」は、男女の雇用均等問題に関わる雇用管理の実態把握を目的に、毎年実施しています。今回の対象は、岩手県、宮城県、福島県の被災 3 県を除く全国の企業・事業所で、平成 23 年 10 月 1 日現在の状況について尋ねました。

【企業調査 結果のポイント】

※括弧内は別添結果概要のページ数

・ 女性管理職の割合（P. 4）

管理職全体に占める女性の割合は、課長相当職以上（役員含む）で 6.8%（平成 21 年度 6.2%）。係長相当職以上では 8.7%（同 8.0%）など、全ての役職で平成 21 年度調査を上回った。

・ ポジティブ・アクションの進捗状況（P. 7）

「ポジティブ・アクション」に「取り組んでいる」企業の割合は 31.7%。平成 22 年度調査より 3.7 ポイント上昇し、過去最高となった。

【事業所調査 結果のポイント】

・ 育児休業取得者割合（P. 20）

女性は、平成 22 年度調査と比べ 3.5 ポイント上昇の 87.8%。
男性は、同 1.29 ポイント上昇の 2.63%で、過去最高。

・ 介護休暇制度の規定がある事業所割合（P. 25）

今回、初めて調査した介護休暇制度について、規定がある事業所割合は 67.1%であった。

・ 配偶者出産休暇制度の規定がある事業所割合（P. 29）

配偶者出産休暇制度の規定がある事業所割合は 46.8%で、平成 20 年度調査より 11.1 ポイント上昇した。

企業調査（調査対象数：5,906 企業、有効回答数：3,859 企業、有効回答率：65.3%）

事業所調査（調査対象数：5,732 事業所、有効回答数：4,097 事業所、有効回答率：71.5%）

※今回調査との比較に用いた前回までの調査結果については、岩手県、宮城県、福島県を除いて集計し直したため、速報版とは数値が異なるものもある。

詳細は別添の結果概況をご覧ください。